

# 令和 5 年度 下諏訪町障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和 5 年 5 月 31 日改訂

## 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定により、町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等とする。

## 4 対象施設

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

### (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく事業所、施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

### (2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
- イ 重度障害者多数雇用事業所

### (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

## 5 対象物品等

調達の対象物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ① 食品類（焼き菓子、パン、弁当、おにぎり等）
- ② 農作物等（野菜、草花、種苗等）
- ③ 雑貨・小物（石鹸、トイレットペーパー、雑巾、木工品、マスコット等）
- ④ その他障害者就労施設等が受注することが可能な物品

(2) 役務

- ① 印刷（名刺、チラシ等の印刷）
- ② 清掃、草刈り
- ③ 軽作業（紙折り、封入、組立て等）
- ④ その他障害者就労施設等が受注することが可能な役務

6 調達推進方法

- (1) 町は、障害者就労施設等からの物品等調達方針を作成し、調達実績や調達予定を勘案のうえ、障害者就労施設等からの調達目標を設定する。
- (2) 町は、障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき優先調達を依頼する。
- (3) 町は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約も活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、調達方針を見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 町は、令和 5 年度の調達実績は、町ホームページ等で公表する。

8 調達目標

令和 5 年度の調達目標は、1,498,472 円とする。

9 調達方針に関する庶務

調達可能な物品等の情報収集、調達方針の作成、調達実績の公表等の庶務は、保健福祉課が行うものとする。